

(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七十七条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三条第二項中、「公の施設並びに」を「公の施設」に改め、その出張所」の下に「並びに同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所及びその出張所」を加える。  
 (行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)  
 第七十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第三十四条のうち、地方自治法第二百五十一条第三項第六号の改正規定中、「同条第三項第六号」を「同条第四項第八号」に改め、同項第七号の改正規定中、「同項第七号」を「同項第九号」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 総務大臣 新藤 義孝  
 法務大臣 谷垣 禎一  
 財務大臣 麻生 太郎  
 文科科学大臣 下村 博文  
 厚生労働大臣 田村 憲久  
 農林水産大臣 林 芳正  
 経済産業大臣 茂木 敏充  
 国土交通大臣 太田 昭宏  
 環境大臣 石原 伸晃

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十三号

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二条海の日の項の次に次のように加える。

山の日 八月十一日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

附則

この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五款 弊害防止措置等(第四十四条―第四十四条の四)を「第五款 電子募集取扱業務に関する特別(第四十三条の五) 第六款 雑則(第四十五条)」に改め、第七款 雑則(第四十五条)を「第六款 雑則(第四十五条)」に改める。

第七十一条の二(七)を「第五章の七 特定金融指標算出者(第五十六条の八十五―第五十六条の九十二)に、第八章 罰則(第九十七条―第九十九条)を「第八章 罰則(第九十七条―第九十九条)の特例(第九十九条の三)」に改める。

この法律において、「特定金融指標」とは、金融指標であつて、当該金融指標に係るデリバティブ取引又は有価証券の取引の態様に照らして、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が定めるものをいう。

第四十一条の二第一項中、「募集又は」を「募集若しくは」に改め、以下に「又は処分した者」を加え、同項ただし書中、「取得した者」の下に「又は処分した者」を加え、同条第五項中、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、賠償の責めに任ずべき者は、当該書類の虚偽記載等について故意又は過失がなかつたことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

第二十三条の四中、「提出されたとき」の下に、「(当該発行登録書に当該同種の書類の提出期限が記載されている場合であつて、当該同種の書類がその提出期限までに提出された場合を除く)」を加える。

第二十四条の四、第二十四条の四の六及び第二十四条の四の七第四項中、「募集又は」を「募集若しくは」に改める。

第二十四条の五第五項中、「募集又は」を「募集若しくは」に、又は臨時報告書若しくは」を「若しくは臨時報告書又は」に改め、同条第九項及び第十六項中、「金融商品取引法」を「金融商品取引法令の規定」に改める。

第二十四条の六第二項中、「募集又は」を「募集若しくは」に改める。

第二十七条の二十五第四項中、「その(自己株式(会社法第百三十三条第四項に規定する自己株式をいう)その他当該株券等)」に改める。

第二十七条の二十六第二項中、「事項」の下に、「譲渡を受けた株券等が僅少である者として政令で定める者については、対価に関する事項に限る。」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十七条の二十六第二項中、「第二十七条の二十五第一項本文」を「前条第一項本文」に改め、同条第六項中、「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。

第二十七条の二十八第一項中、「受理した日」の下に、「(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下に、「(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の写しの送付を受けた日)」を加える。